

企 画 競 争 公 告

次のとおり、企画競争について公示します。

令和8年7月9日

日本年金機構本部
調達管理部長 内藤 啓

1. 企画競争に付する事項

日本年金機構ホームページの分析・改善支援等業務 一式

2. 企画競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者。
- ② 日本年金機構の調達において、次の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後3年（日本年金機構から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間）を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ）
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は役務の品質若しくは数量に関して不正をしたとき
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - (ロ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過していない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

- ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
- ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- ③ 日本年金機構に対して支払うべき、損害賠償金又は違約金が発生し、その支払が完了していない者

- ④ 日本年金機構との契約において重大な不祥事を起こし、機構の業務運営に多大な影響を及ぼしたことがあり、その原因の改善が見込めない者
- ⑤ 上記①～④に該当する者（その者が法人である場合は、取締役又は執行役をいう。）が役員（取締役、執行役又は無限責任社員）となっている法人、若しくはその者が実質的に経営に参画している法人
- (3) 次の資格を満たす者であること。
- ① 令和 07・08・09 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の A 等級に格付けされ、営業品目は「広告・宣伝」「調査・研究」「情報処理」「ソフトウェア開発」のいずれか 1 つ以上登録しており、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- なお、上記競争参加資格を有しない者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- ② 役員、大株主等実質的に経営権を有する者及び従業員等が暴力団その他の反社会的勢力と取引しているなどの関連がないものであること。
- ③ 過去 3 年以内に、次の各号のいずれかの事実該当していない者、又は該当する者であって、その状況が改善されていると認められるものであること。
- (ア) 重大な法令違反を行った
- (イ) 監督官庁からの行政処分を受けた
- (ウ) その他重大な不祥事を起こした
- ④ 取締役会等の意思決定機関の構成員のうち、厚生労働省、旧社会保険庁及び日本年金機構の職員であった者が過半数（独立行政法人又は公益法人においては 3 分の 1）を占めていない者であること。
- ⑤ 日本年金機構から競争参加資格停止措置、又は厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は健康保険組合管掌健康保険又は船員保険の適用を受け、かつ、
- ・直近 2 年間について保険料の未納がない者であること。
 - ・直近 2 年間について、90 日間以上または 3 か月分以上連続して、保険料を滞納したことがない者であること。
- また、厚生年金の適用を受けない場合は、事業主が直近 2 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- ⑦ 直近 2 年間に支払うべき上記⑥以外の公租公課（法人税、消費税、事業税、固定資産税、労働保険料等）に未納がない者であること。
- ⑧ 企画競争企画書等の作成にあたって、作業上知り得た内容の秘密を遵守

する者であること。

⑨調達参加希望者は、直近 5 年間に於いて、以下の(ア)から(ウ)のいずれかの基準を満たしていること。

(ア) 3,000 ページ以上の Web サイトの分析・改善支援に係る業務を受託した実績が 3 件以上あり、かつ、国や地方の行政機関（独立行政法人等を含む）の Web サイトの分析・改善支援に係る業務を受託した実績があること。

(イ) 3,000 ページ以上の Web サイトの分析・改善支援に係る業務受託した実績が 5 件以上あること。

(ウ) 平均月間 UU 数 5 万人以上の Web サービスの利用状況をデータに基づき分析・評価した上、具体的な改善施策の提案から効果検証までを一貫して実施する業務を受託した実績が 3 件以上あり、かつ、国や地方の行政機関（独立行政法人等を含む）が発注する同内容の業務を受託した実績があること。

3. 調達制限

調達制限 なし

4. 契約候補者の選定

「日本年金機構ホームページの分析・改善支援等業務 一式」にかかる企画書作成手順に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者を選定する。

5. 企画競争説明書を交付する日時及び場所

(1) 日時

令和 8 年 7 月 9 日から令和 8 年 7 月 31 日 17 時 00 分

(2) 交付場所

企画競争説明書の配付方法及び問い合わせ先

日本年金機構ホームページ・調達情報からダウンロードすること

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

日本年金機構本部調達管理部契約グループ

浅川

電話：03-5344-1100（内線 6341）

6. 企画書募集に関する質問の受付及び回答

(1) 提出期限

企画書募集に関する質問については、令和 8 年 7 月 16 日までに電話及び文書（郵送等）にて受付する。詳細は仕様書を確認すること。疑義の中で、企画書募集に関する不明点を明らかにすべきと判断したものは、日本年金機構ホームページに、疑義及びその回答を掲示する。なお、疑義への回答は、令和 8 年 7 月 22 日までに行うことを予定している。

(2) 照会先

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24
日本年金機構本部経営企画部広報室広報グループ
佐藤、長井
電 話：03-6897-8092
F A X：03-5344-1181

7. 提出書類の受領期限、場所、部数及び提出方法等

(1) 受領期限

令和 8 年 7 月 31 日 17 時 00 分(必着)

受領期限時点で未着の場合、その責任は企画競争参加者に属するものと
し、期限内の提出がなかったものとみなす。

(2) 提出場所

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24
日本年金機構本部経営企画部広報室広報グループ

(3) 提出書類及び部数

① 企画書・・・13 部（詳細は企画書作成手順による）

② 見積書（所要経費の内訳書）・・・1 部

見積書には、本業務を実施するために必要な経費のすべての金額（税込）
の内訳（業務内容別）を記載した書類を添付すること。

③企画競争に参加する者の必要な提出書類・・・1 部

(4) 提出方法

仕様書内「企画書作成手順 6. 問合せ先」の住所に直接持参すること。

8. 企画書のプレゼンテーションの開催

(1) 開催日：令和 8 年 8 月 17 日 13 時 00 分～18 時 00 分

(2) 場 所：〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24
日本年金機構本部

※この日時は現時点の予定であり、正式な日時は追って応札者に連絡する。

9. 留意事項

(1) 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取り消し

を行うことはできない。また、返還も行わない。

- (2) 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。
- (3) 1 提出者につき 1 冊の企画書を限度とし、これを超えて申し込みを行った場合は、全て無効とする。
- (4) 虚偽の記載を行った企画書等は全て無効とする。
- (5) 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は全て無効とする。
- (6) 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 応募者を特定不可とする分の企画書において、社名及び社名を類推できるロゴがあった場合、失格とする。

10. その他

詳細は、「日本年金機構ホームページの分析・改善支援等業務にかかる企画競争説明書」による。